

## 安城市商業プロモーション映像制作業務仕様書

### 1 業務名

安城市商業プロモーション映像制作業務

### 2 業務場所

安城市内

### 3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和3年2月26日（金）まで

### 4 業務の背景・目的

安城市は、JR安城駅周辺を中心市街地とJR三河安城駅、名鉄新安城駅、名鉄桜井駅の各駅周辺の市街地を4つの拠点と位置づけ、拠点ごとに商業機能が集積している。

安城市の商業・サービス業における強み（支援体制・立地等）に着目し、広く本市で商業・サービス業を営むことの魅力をアピールし、本市商業への関心と注目度の向上を図り、特に将来的な起業の可能性がある中学生以上の若者世代が本市で起業してみたいと思うような映像作品を制作、活用していくことを目的とする。

### 5 業務委託内容

#### (1) 商業プロモーション映像の制作

ア 業務の背景・目的に沿った動画コンテンツを制作する。

イ 動画コンテンツの長さ（尺）については、3分～5分程度を想定しているが、実際に制作する長さ（尺）については、本数（話数）との関連も含め、企画提案を受けて決定する。

ウ 実写やCGなど、映像表現方法は問わない。

エ 当該映像を観た人を惹きつけ、記憶に残るような前例にとらわれない斬新で独創的な内容とし、第三者に紹介したくなるような話題性が生まれるようにする。

オ 撮影にあたって、安城市民や市内の商業・サービス業者を巻き込むこと。

#### (2) 30秒ダイジェスト版映像の制作

ア 上記本編の30秒のダイジェスト版を1編制作する。

イ 単に本編を短くしただけでなく、当該映像のみでも独立した作品として活用できる内容とする。

#### (3) 作成した動画の広告の実施

ア ターゲットを動画の視聴に結び付けるための方策として、効果的な広報手段を具体的に提案すること。

イ 提案に際しては、再生回数あるいはそれに類する、測定可能な具体的目標を提示すること。

#### (4) その他

ア 動画のアスペクト比は16対9とし、解像度は1920×1080のフルHDとする。

イ 作品に使用するBGMや小道具等について、著作権、商標等の知的財産権に抵触しない

か十分に確認し、必要がある場合は、権利者から承諾を得ること。知的財産に対する対価が必要となる場合、その費用を負担すること。

ウ 当該映像については、Youtube 等ネット配信することを想定していることから、出演者やナレーター等についてはその旨を前提とした出演許諾を得ておくこと。予め対価が必要となる場合、その費用を負担すること。

エ テロップ原稿を作成すること。なお、テロップは聴覚障害者に配慮し、テロップのみでも内容が分かるように留意すること。

## 6 成果品

- (1) 本編及び30秒ダイジェスト版映像を収めたDVD 2本（必要に応じチャプター分けをすること。）
- (2) 本編及び30秒ダイジェスト版映像それぞれのデジタルデータ（MPEG 4形式）
- (3) 必要に応じた広告媒体。部数は内容により発注者と協議し決定すること。

## 7 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩をしてはならない。契約終了後も同様とする。

## 8 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行するうえで個人情報を取り扱う場合は、安城市個人情報保護条例及び安城市個人情報保護規則を遵守しなければならない。

## 9 書類等の提出

契約締結後、着手時に着手届・工程表・主任技術者届等を、完了時に完了届、成果品・打ち合わせ記録簿等を遅滞なく提出する。

## 10 打ち合わせ・協議

業務の方針・内容、策定スケジュール等について、本市との間において双方が必要な都度、打ち合わせ・協議を行い、その結果について記録を提出し確認するものとする。

## 11 疑義

業務の遂行において、疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議するものとする。

## 12 その他

成果品の著作権の内、複製権、上映権、頒布権、公衆送信権、送信可能権は安城市に帰属する。本市の承諾なしに、他人に公表、貸与してはならない。